

各市福祉事務所・ 県福祉事務所(3か所)

身近な窓口で、女性相談員によるDV相談、各種情報提供を受けられます。窓口一覧はこちら▶



かがわ男女共同参画相談プラザ

家庭や地域における男女共同参画に関する相談ができます。電話相談、面接相談、法律相談(予約制)、精神科医や臨床心理士によるこころの相談(予約制)もあります。

☎(087)832-3198

月曜日～金曜日(年末年始・祝日を除く) 8:30～17:00



高松市男女共同参画センター

自分自身のこと、夫婦・家族・人間関係の悩みなど「女性のためのこころの相談(予約制)」ができます。「女性のための法律相談(要予約)」もあります。

☎(087)833-2282

毎日(火曜日、年末年始を除く) 10:00～17:00



高松法務局 女性の人権ホットライン

DV、職場等でのいじめやセクシュアル・ハラスメント、ストーカーなど女性の人権問題について相談できます。インターネット相談もあります。

☎ナビダイヤル 0570-070-810

月曜日～金曜日(年末年始・祝日を除く) 8:30～17:15



DV相談+ (プラス) (内閣府)

☎0120-279-889

電話・メール相談は24時間受付、チャット相談(12:00～22:00・10か国語対応)もあります。



香川県警察総合相談センター

全国共通短縮ダイヤル

☎#9110または(087)831-0110

緊急の場合は110番へ

※最寄りの警察署でも相談できます。

香川県配偶者暴力相談支援センター (香川県子ども女性相談センター)

相談は無料です。秘密は守ります。

こんな時にはご相談ください。

- DVかも?と思っているけど相談先がわからない。
- パートナーから離れたいけど、どうすればいいの?
- モラハラを受けていて、毎日が辛い... など

匿名で相談できます。

相談専用
電話番号

☎#8008または(087)835-3211

月曜日～土曜日(年末年始・祝日を除く) 9:00～21:00

※「#8008」では最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります。

こんな支援も行っています。(例)

- 相談や相談機関の紹介
- 緊急時における安全確保に向けた支援
- 自立生活を促進するための情報提供・援助
- 保護命令制度の利用についての情報提供・援助

面接相談
(来所)

《要予約》☎(087)862-8861(代)

月曜日～金曜日(年末年始・祝日を除く) 8:30～17:15

女性のための
法律相談

《要予約》☎(087)862-8861(代)

原則、第3月曜日(変更の場合あり)

13:30～15:30(女性のみ 1人30分間)

メール
相談

当センターのHPから、女性に関する相談の『Eメールでの相談はこちら』へお進みください。



「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護等に関する法律」とは

DVは犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。この法律はDVの防止及び被害者の保護を図ることを目的とし、DVに係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を定めています。



配偶者からの暴力被害者支援情報▶

ドメスティック・バイオレンス

DV

配偶者やパートナーとの関係について

